

令和4年度 第2回 まちづくり専門委員会議

令和5年1月20日(金) 14:00~16:00
三宮国際ビル7階 701 会議室

次第

1. 開会
2. まちづくり協定の変更
 - ・ 北須磨団地まちづくり協定(須磨区) . . . [資料1]
3. まちづくり支援事業の検証評価 . . . [資料2]
 - 1) 優良まちづくりボランティア団体の更新・コンサルタント派遣
 - ・ 青木地区まちづくり協議会(優ボ更新2回目及び派遣17年目)
 - 2) 優良まちづくりボランティア団体の認定・更新
 - ・ 本山北町まちづくり協議会(認定)
 - ・ 六甲アイランドまちづくり協議会(更新2回目)
 - ・ 北野・山本地区をまもり、そだてる会(更新10回目)
4. 閉会

◆その他配布資料◆

- ・ まちづくり条例の構成とまちづくり専門委員会議の役割 . . . [資料3]
- ・ 令和4年度 まちづくり専門委員一覧 . . . [資料4]
- ・ まちづくり専門委員会議設置要綱 . . . [資料5]

北須磨団地まちづくり協定の変更について

1 専門委員会議で意見聴取する事項

まちづくり協定の変更

(神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例第9条)

2 地区の概要

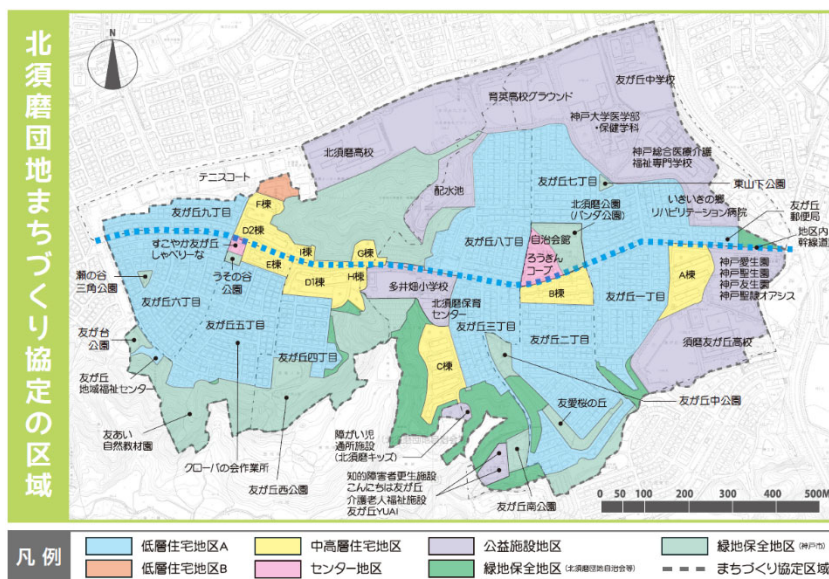
位 置：須磨区友が丘1丁目の一部、2丁目、3丁目の一部、4～6丁目、7丁目
の一部、8丁目、9丁目の一部、多井畑字掛り峠の一部

面 積：約 102ha

世帯数：約 2,600 世帯

人 口：約 5,000 人 (住民基本台帳 R4. 10 末時点)

【区域図】



3 協定締結組織

北須磨まちづくり推進会 (昭和 63 年設立、会長：西内 勝太郎 氏)

4 北須磨まちづくり推進会 (協定) の経緯

- ・昭和 62 年 9 月 新しい町づくり委員会発足
- ・昭和 63 年 10 月 北須磨まちづくり推進会設立
(条例に基づくまちづくり協議会認定)
- ・平成 2 年 6 月 北須磨団地まちづくり協定の締結
- ・平成 13 年 3 月 北須磨団地まちづくり協定の一部変更
- ・平成 23 年 3 月 北須磨団地まちづくり協定の一部変更
- ・令和 3 年 3 月 北須磨団地まちづくり協定の一部変更
- ・令和 5 年 3 月 まちづくり協定一部変更予定 (区域の変更)

5 まちづくり協定の変更概要

まちづくり協定区域の隣接地（旧水道事業用地）における住宅開発の計画を受け、当該住宅開発区域を含む一定の範囲について、一体的なまちづくりを行うため、北須磨団地まちづくり協定区域への編入を行う。

(1) 変更に向けた活動（予定）

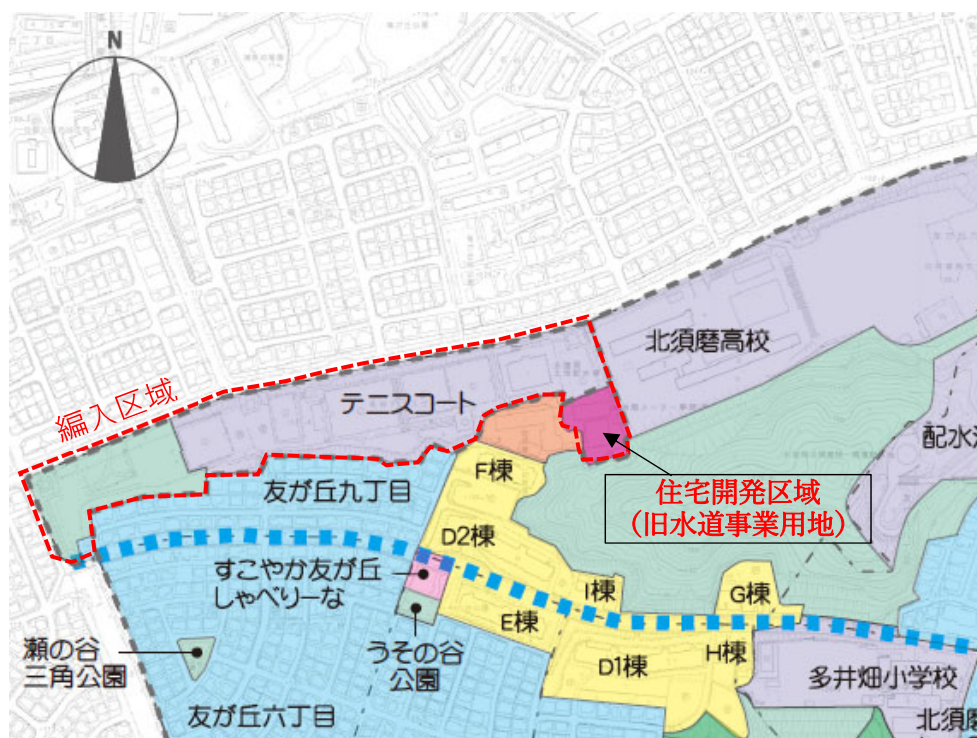
- ・ 令和4年3月 隣接地(旧水道事業用地)の住宅開発計画を受け、地域で協定区域への編入の検討が開始
- ・ 令和4年3月～ 協定変更の協議・検討（編入区域内地権者の同意確認等）
- ・ 令和4年12月 協定変更案（地域案）の作成
- ・ 令和5年1月 まちづくり推進会①の開催
（協定変更案（地域案）の協議）
- ・ 令和5年2月(予定) まちづくり推進会②の開催
（協定変更案（地域案）の確定）
まちづくり協定の変更に関するお知らせ
（協定変更案（地域案）の全戸周知）

6 変更の内容(案)

(1) 区域の変更（まちづくり協定第2条）

友が丘9丁目の住宅開発区域等を協定区域に編入する。

- ・ 位置：9丁目の一部 ⇒ 9丁目へ変更
- ・ 面積：約102ha ⇒ 約106haへ変更



(2) 地区の新設（まちづくり協定第2条）

住宅開発区域については新たに「低層住宅地区 C」を設ける。

(3) 編入区域の主なルール

	低層住宅地区C	公益施設地区	緑地保全地区	低層住宅地区 A
建築物の用途の制限	戸建て住宅 共同住宅のうちテラスハウス	公共公益施設	原則建築不可 ※公共公益上の観点からやむを得ない事情があり、推進会及び市長と事前に協議し、推進会が認めた場合はこの限りでない。	戸建て住宅 共同住宅のうちテラスハウス
敷地面積の最低規模	120m ²	120m ²	—	120m ²
外壁の後退距離	0.5m	3.0m 低層建築物は1.0m	—	1.5m
建築物の階数の限度	地上3階	協定締結の際の階数	—	地上2階
駐車場の設置	駐車スペースの確保	必要に応じて確保	—	駐車スペースの確保
敷地の緑化	敷地内の緑化に努める	敷地内の緑化に努める	—	敷地内の緑化に努める

【添付資料】

別紙 1_変更協定（案）

別紙 2_変更協定図面（案）

北須磨団地 まちづくり協定

神戸市長（以下「市長」という。）と北須磨まちづくり推進会（以下「推進会」という。）は、北須磨団地の「うるおいあふれる住みよいまちづくり」を推進するため、神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（昭和 56 年 12 月条例第 35 号。以下「まちづくり条例」という。）第 9 条の規定に基づき、次のとおりまちづくり協定（以下「協定」という）を締結する。

（名称）

第 1 条 この協定は、「北須磨団地まちづくり協定」と称する。

（地区の位置及び区域）

第 2 条 協定の対象となる地区（以下「対象地区」という。）の位置は次のとおりとする。

本会の地区は、神戸市須磨区友が丘 1 丁目の一部、友が丘 2 丁目、友が丘 3 丁目の一部、友が丘 4 丁目、友が丘 5 丁目、友が丘 6 丁目、友が丘 7 丁目の一部、友が丘 8 丁目、友が丘 9 丁目~~の一部~~、多井畑字掛峠の一部とする。

2 対象地区は、低層住宅地区 A、低層住宅地区 B、**低層住宅地区 C**、中高層住宅地区、センター地区、公益施設地区及び緑地保全地区の各地区に区分し、対象地区及び各地区の区域は、別紙図面のとおりとする。

（市長と推進会の役割）

第 3 条 推進会は、この協定により住みよいまちづくりを推進するため、積極的に行動し、市長は、この協定に基づき、推進会に対し必要な助言及び指導に努めるものとする。

（まちづくりの目標）

第 4 条 北須磨団地の基本理念である「友愛と信義」のもとに「うるおいあふれる住みよいまちづくり」を行うことを目標とする。

（まちづくりの方針）

第 5 条 まちづくり方針は、次に定めるとおりとする。

- (1) 多様な価値観や個性を認めあいながら、まちの柔らかいまとまりを育てる。
- (2) 長期的な視点に立って、環境を生かしながらまちを育てる。
- (3) ルールによる対応を基本に、現実的な側面を補完するシステムづくり及びものづくり（施設整備）の組合せにより、総合的なまちづくりを行う。
- (4) 各世代がそれぞれの特性を生かしながら、まちづくりの役割分担を担う。

（土地利用の方針）

第 6 条 各地区の土地利用の方針は、次に定めるとおりとする。

- (1) 低層住宅地区 A、**及び**低層住宅地区 B **及び**低層住宅地区 C は、落ち着いたのあ

る良好な低層住宅地を形成するとともに、うるおいやふれあいの場所づくりにも努める地区とする。

- (2) 中高層住宅地区は、周辺環境と調和のとれた良好な中高層住宅地を形成するとともに、建て替えの際には、生活の多様化や高齢化によって求められる諸機能の補完にも努める地区とする。
- (3) センター地区は、親しみやすいコミュニティ施設や商業施設によって、団地のセンターを形成するとともに、また、施設の充実・整備により、高齢化への対応に努める地区とする。
- (4) 公益施設地区は、個々の公共公益施設の特性を生かし、住宅地と調和のとれた地域環境を形成する地区とする。
- (5) 緑地保全地区は、緑地を保全する地区とする。

(道路及び公園の整備の方針)

第7条 対象地区の道路については、周辺地区との連絡道路の整備に努め、対象地区の公園については、住民のふれあいの場として、市長と住民が協力して維持管理に努める。

(建築物の用途の制限)

- 第8条 低層住宅地区 A、及び低層住宅地区 B 及び低層住宅地区 C において建築できる建築物は、第1種低層住居専用地域で建築できる用途の建築物のうち、戸建住宅、共同住宅のうちテラスハウス型のもの、公共公益施設のうち良好な居住環境形成のために必要と認められるもの及びこれらに附属する自動車車庫等とする。
- 2 中高層住宅地区において建築できる建築物は、第1種中高層住居専用地域で建築できる用途の建築物のうち、共同住宅、兼用共同住宅（共同住宅の建て替えによって建築される兼用共同住宅で、住宅地内での日常生活において必要となる程度の公共公益施設の用途に供する部分が2階以下にあるものをいう。）及びこれらに附属する自動車車庫等とする。
 - 3 センター地区において建築できる建築物は、第1種住居地域で建築できる用途の建築物のうち、物品販売業を営む店舗、食堂、喫茶店、事務所等、公共公益施設のうち良好な居住環境形成のために必要と認められるもの及びこれらに附属する自動車車庫等とする。
 - 4 公益施設地区において建築できる建築物は、第1種中高層住居専用地域で建築できる用途の建築物のうち、公共公益施設で良好な居住環境形成と調和のとれるもの及びこれらに附属する自動車車庫とする。

(緑地の保全)

第9条 緑地保全地区においては、建築物その他の工作物を建築することはできない。ただし、公共公益上の観点からやむを得ない事情があり、当該建築主(建築基準法第2条第16号に規定する者をいう。)が推進会及び市長と事前に協議し、推進会が認めた場合はこの限りでない。

(敷地面積の最低規模)

第 10 条 敷地の細分化による居住環境の悪化を防止するため、敷地面積の最低限度は、120 平方メートルとする。ただし、協定締結の際に、敷地面積が 120 平方メートル未満である場合は、その敷地面積を最低限度とする。

(外壁の後退距離)

第 11 条 次の各号の地区における建築基準法第 54 条第 1 項の外壁の後退距離については、当該各号に掲げる数値以上とする。ただし、建築基準法施行令第 135 条の 22 に掲げる場合または中高層住宅地区において、周辺の状況により第 2 号に掲げる数値未満であっても支障がないと推進会が認めた場合は、この限りでない。また、協定締結の際にテラスハウス型住宅が建築された敷地において、敷地を分割して建築物を建築する際は、分割した隣地境界線について、当該建築主(建築基準法第 2 条第 16 号に規定する者をいう。)が推進会及び市長と事前に協議し、推進会が認めた場合はこの限りでない。

(1) 低層住宅地区 A 及び低層住宅地区 B 1.5 メートル

(2) 低層住宅地区 C 0.5 メートル

(32) 中高層住宅地区 3 メートル

(43) センター地区及び公益施設地区 3 メートル(ただし、低層建築物については 1 メートル)

(建築物の階数の限度)

第 12 条 次の各号の地区において建築する建築物の階数については、当該各号に掲げる数値以下とする。

(1) 低層住宅地区 A 地上 2 階

(2) 低層住宅地区 B 及び低層住宅地区 C 地上 3 階

(3) 上記以外の地区 協定締結の際の建築物の階数

ただし、公共公益上の観点からやむを得ない事情があり、当該建築主(建築基準法第 2 条第 16 号に規定するものをいう。)が推進会及び市長と事前に協議し、周辺環境と調和がとれると推進会が認めた場合は、この限りでない。

(駐輪場及び駐車場の設置)

第 13 条 低層住宅地区 A、及び低層住宅地区 B 及び低層住宅地区 C においては、車の所有台数に応じた駐車スペースを設けるものとし、車がない場合においても駐車場予定地を確保しておくように努める。

2 中高層住宅地区においては、建て替える際には戸数分の駐車場を設けるものとし、やむを得ず戸数分以下の台数の駐車場を設置する場合においても、将来的に駐車場の増設が可能な配置及び建築計画とし、また、兼用共同住宅の場合は、居住者用とは別途に、必要に応じて駐車場及び駐輪場を設けるように努める。

3 センター地区及び公益施設地区においては、必要に応じて駐車場及び駐輪場を

設けるよう努める。

(敷地の緑化)

第 14 条 対象地区においては、敷地内の緑化に努めるものとし、特に、塀及びさくは生け垣等にするなど、通りにうるおいを与えるよう積極的に努める。

(周辺居住環境への配慮)

第 15 条 対象地区内で建築等を行おうとする者は、日照の障害、電波の障害、プライバシーの侵害、騒音の発生その他の迷惑行為（以下「迷惑行為」という。）の防止に努める。

(屋外広告物の設置基準)

第 16 条 対象地区内の施設等の広告及び案内は、自治会の広報等を利用するものとし、やむを得ず屋外広告物を設置する必要がある場合は、必要最小限度のものとし、設置場所、個数、規模、色彩等を工夫し、周辺の居住環境と調和するように努める。

(協定の有効期間)

第 17 条 この協定の有効期間は、令和 13 年 3 月 31 日までとする。更新する際は、市長と推進会が協議の上で行う。

(補則)

第 18 条 この協定中疑義が生じた事項又は協定に定めのない事項については、市長と推進会が協議するものとする。

- 2 この協定の事項について変更する必要がある場合又は新たな事項を定める必要が生じた場合は、市長と推進会は協議を行うものとする。
- 3 この協定の運用にあたっては、協定の適正かつ公正な運用を図るため、まちづくり協定運用細則を別に定める。

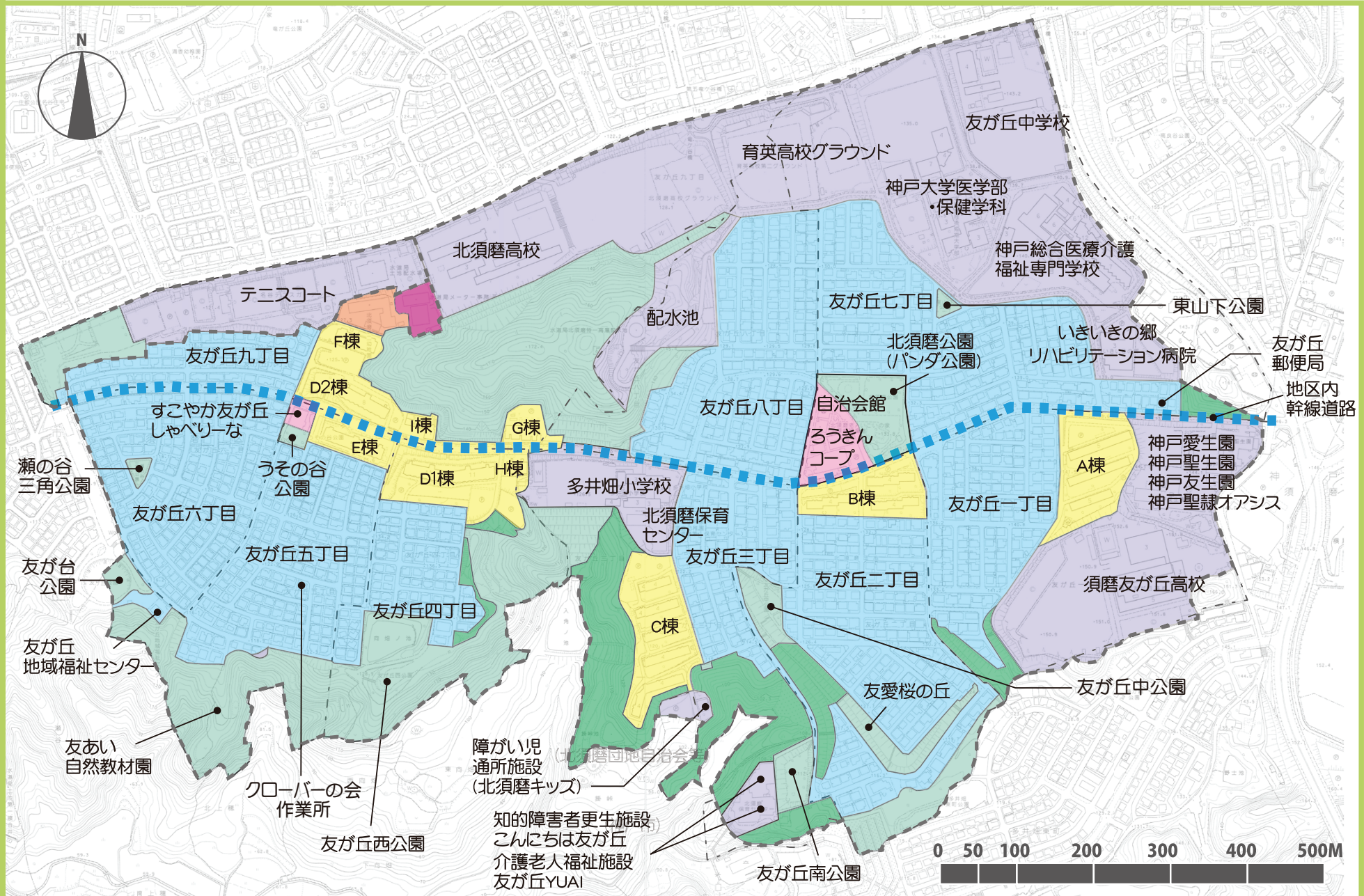
以上のとおり協定した証として、本書を 2 通作成し、協定当事者において記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 5 年 月 日

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号
神戸市長 久元 喜造

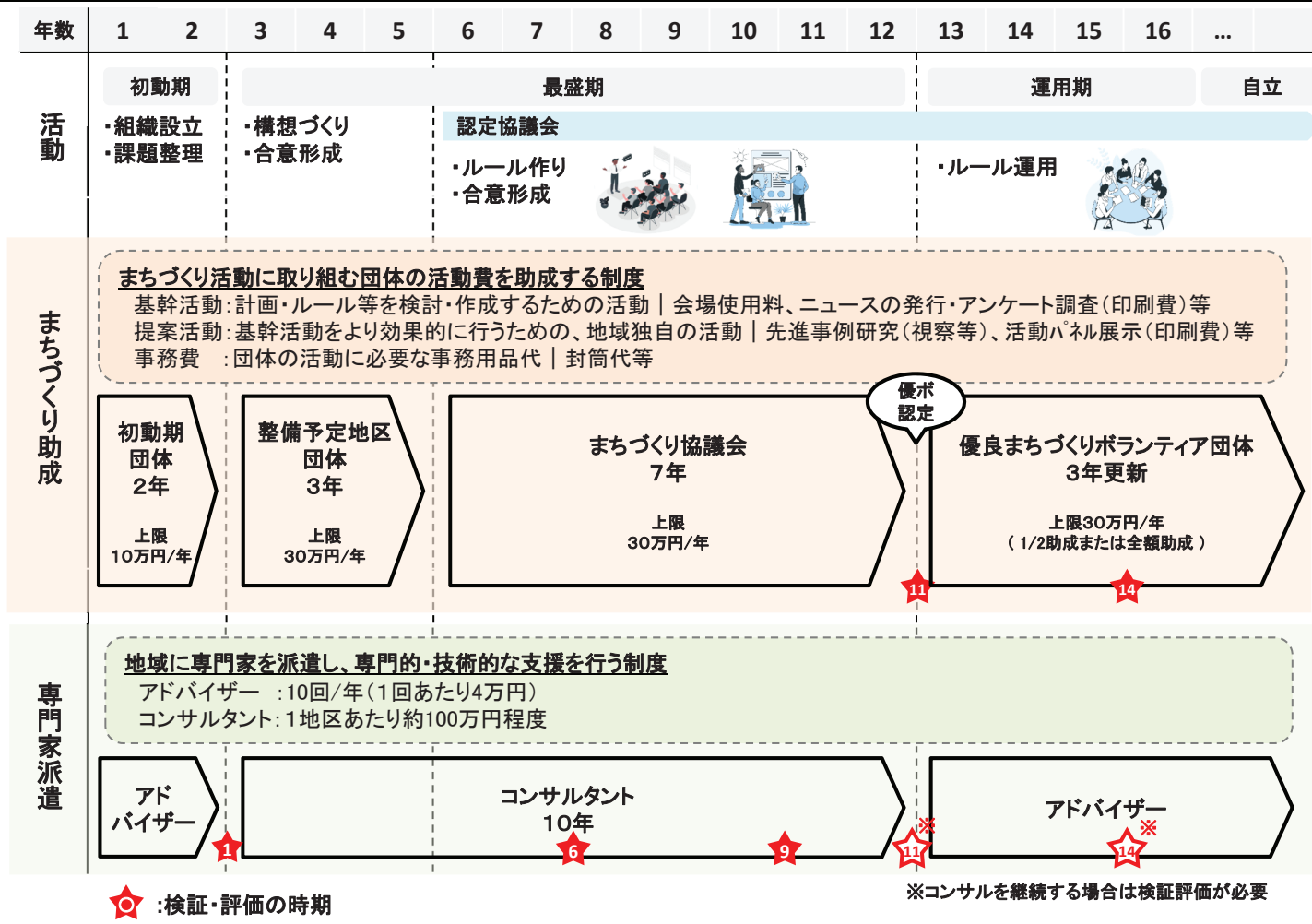
神戸市須磨区友が丘 7 丁目 2 7 5
北須磨まちづくり推進会
会 長 西内 勝太郎

北須磨団地まちづくり協定の区域

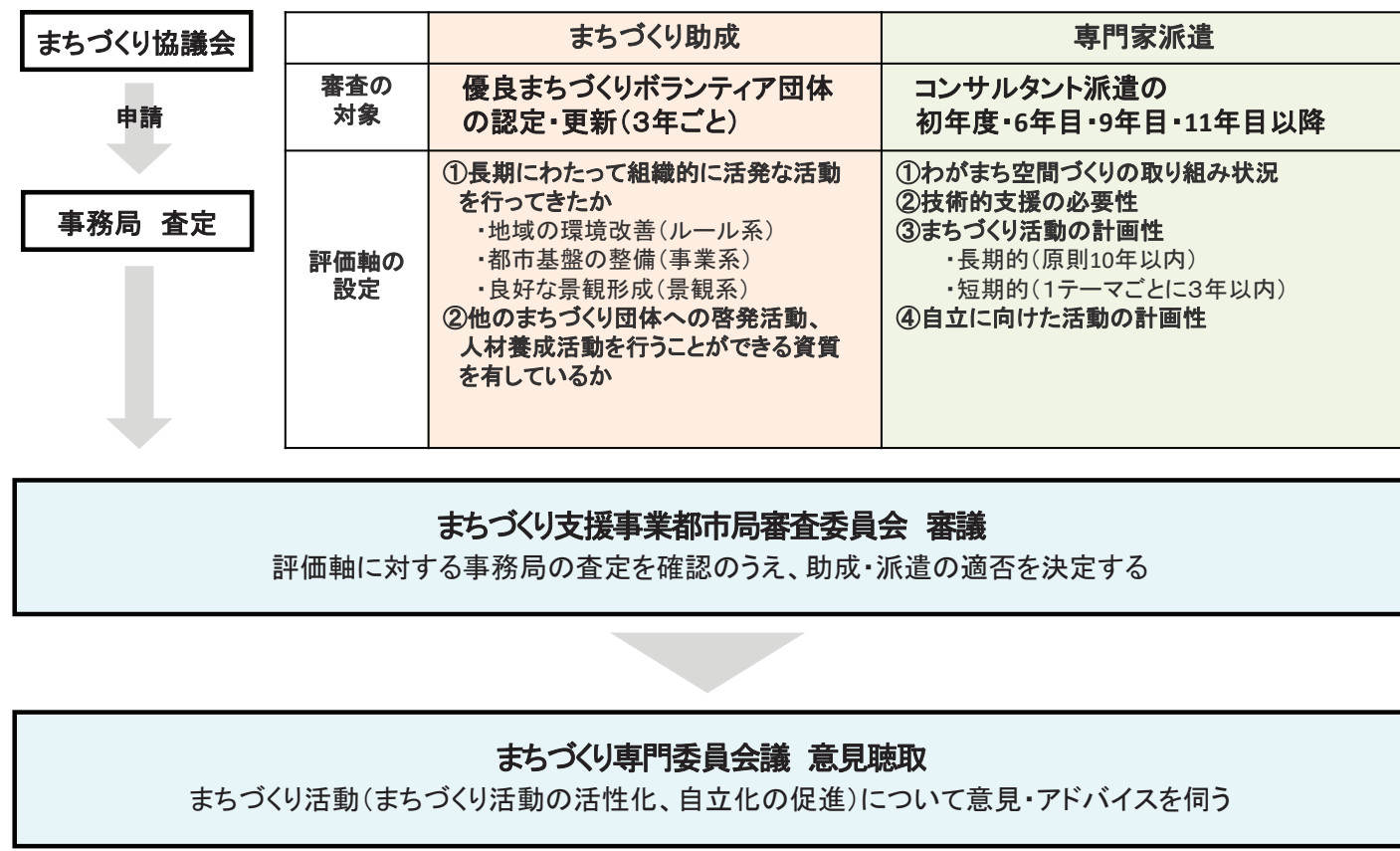


凡例

- | | | | | | | | | | |
|--|---------|--|---------|--|--------|--|-------------------|--|-----------|
| | 低層住宅地区A | | 低層住宅地区C | | センター地区 | | 緑地保全地区(北須磨団地自治会等) | | まちづくり協定区域 |
| | 低層住宅地区B | | 中高層住宅地区 | | 公益設備地区 | | 緑地保全地区(神戸市) | | |



検証・評価の方針・視点



※意見を、支援の決定通知書に付してまちづくり協議会へ伝える

地域のまちづくり活動へ反映

令和4年度 第2回 まちづくり支援事業 検証・評価 審査対象団体

(1) 優良まちづくりボランティア団体の更新・コンサルタント派遣

番号	団体名	所在	検証評価分類	年数・助成額
1	青木地区まちづくり協議会	東灘区	優劣更新	<ul style="list-style-type: none"> ・3年間(令和5～7年) ・優劣満額助成 ※助成要綱第3条の2(4)イ
			派遣11年目以降	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度までの3年間(令和5～7年) ※阪神連立事業推進のため

(2) 優良まちづくりボランティア団体の認定

番号	団体名	所在	検証評価分類	年数・助成額
2	本山北町まちづくり協議会	東灘区	認定	<ul style="list-style-type: none"> ・3年間(令和5～7年) ・1/2助成
3	六甲アイランドまちづくり協議会	東灘区	更新 2回目	<ul style="list-style-type: none"> ・3年間(令和5～7年) ・1/2助成
4	北野・山本地区をまもり、そだてる会	中央区	更新 10回目	<ul style="list-style-type: none"> ・3年間(令和5～7年) ・1/2助成

優良まちづくりボランティア団体認定		27年度	更新回数	2回	コンサルタント派遣	11年目以降	17年目
名称	青木地区まちづくり協議会			所在地	東 灘 区		
設立年月	平成17年2月	(18年目)	面積	43.0 ha	世帯数	4,503	世帯
設立目的	人に優しく環境に優しい、ふれあい豊かな住みよいまちの実現						
協議会認定年月	平成27年3月	(ま 景)	※特記事項				
構想提案年月		協定締結年月	(年目)	協定期限			
地区計画決定年月	平成23年12月	その他のルール等					
更新分類	3年・6年・事業年度		事業完了目標年次	令和7年度	根拠	阪神電鉄連続立体交差事業	
助成	神戸市まちづくり助成要綱第3条の2第4号ただし書き団体		■	過去3年の助成額	¥608,092		
派遣	派遣されている専門家		遊空間工房	過去3年の支援額	¥4,827,777		

これまでの取り組みと今後の予定	1 主となるまちづくりのテーマ	便利で活気あるまちづくりを目指し、阪神電鉄連続立体交差事業に伴う交通体系、高架下活用についての検討、住民意向のとりまとめを行う。また、わがまち空間構想及び地区計画の検討を行い、ふれあい豊かで安全安心な、美しく住みよいまちを形成する。									
	2 それぞれの取り組みと今後の予定(※長期的な取り組みを主に記載ください)										
		年度	これまでの取り組み				今後の予定				
	項目		16年目 R3年度	17年目 R4年度	18年目 R5年度	19年目 R6年度	20年目 R7年度	21年目 R8年度	22年目 R9年度	23年目 R10年度	
	(1)地域の環境改善	(ルール系まちづくり)					(運用)				
	地区計画	H23年12月 決定					青木駅北エリアでの地区計画導入検討				
	わがまち空間構想	アンケートの検討	アンケートの検討	アンケートの実施・わがまち空間構想取りまとめ							
	(2)都市基盤の整備	(事業系まちづくり)									
	阪神電鉄連立事業に伴う駅周辺交通体系、高架下活用策の検討	駅前部会の設置、周辺住民の意見を取りまとめ、神戸市案を随時検討			月1回、駅前部会を開催し、駅周辺の活性化について検討						
(3)良好な景観形成	(景観系まちづくり)										
(4)自立化に向けた活動	(専門家に頼らない自主的な取り組み)										
(5)啓発活動											
青木ふれあいフェスタ	H17年10月より毎年開催	(コロナのため中止)	○	○	○	○	○	○	○	○	
広報花壇・掲示板	H17年設置										
まちの愛着、関心を高めるための取組	青木地区の歴史に関する勉強会の実施										
(6)人材育成活動											
他地域・他都市との交流	青木南地区まちづくり協議会との情報交換										
マンション住民との交流	マンション・自治会等の交流活動										
(7)その他											
ニュースの発行	活動状況やアンケート報告等をニュースとして年2~3回発行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3 令和5年度に取組む内容	・阪神連立事業に伴う、北側側道交通規制及び駅前周辺整備構想に関する神戸市案を随時検討 ・青木駅前の活性化に関する取組の検討 ・わがまち空間構想の策定										

活動のPR事項	活動終了予定	あり (年度まで) ・ (なし) ・ 未定 ※いずれかに○をお願いします
	活動のPR	交通安全や地域交流、賑わいづくりをテーマに活動しています。 ・阪神電鉄連立事業では、住民の意見を取りまとめ市へ提案し、提案に沿った神戸市案について協議を重ねています。 ・平成17年から始めた青木ふれあいフェスタは、地域住民の交流の場として定着してきました。 ・青木駅前の活性化を図るために駅前部会を設置し、駅前の課題や今後の展開について話し合いをしています。新しい住民の流入が多く、多様な世代が暮らす青木地区をより安心できふれあい豊かなまちにするべく今後も取り組んでまいります。

ステップ1

ステップ2

ステップ3

事務局

まちづくり支援事業
都市局審査委員会
令和4年8月18日

まちづくり専門委員
令和5年1月20日

査定内容

審議内容

意見

まちづくりの段階チェック

- 市が団体を認定しているか。
- 構想を市へ提案しているか。
- 構想の具体化に取り組んでいるか。

長期計画について

- わがまち空間づくりに取り組んでいるか。
- (事務局意見)

■ 優良まちづくりボランティア団体

①地域の環境改善(ルール系)、②都市基盤の整備(事業系)、③良好な景観形成(景観系)などのまちづくり活動を、長期にわたり組織的に行われてきたか。

- ①まちづくりの自立に向けた活動を計画、②他のまちづくり団体への啓発活動、③人材養成活動を行う資質を有しているか。(※自立:助成金に頼らず、地域の方で持続的にまちづくり活動を行うこと)

(事務局意見)

■ コンサルタント派遣

- 技術的支援が必要な内容となっているか。
- 1テーマの取り組み期間が3年以内で計画されているか。
- コンサル派遣を行う期間を10年以内で計画されているか。

- まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。(※自立:専門家に依存せず、地域の方で持続的にまちづくり活動を行うこと)

(事務局意見)

政策的位置づけ等のチェック

- マスタープラン等に位置づけがあるか。
- 市が優先的に取り組む事業か。
- その他

阪神電鉄連続立体交差事業

事務局提案

助成	認定・更新	3年間を適とする
派遣	令和7年度までの派遣を	適とする

■ 優良ボランティア団体
認定・更新

■ 適とする

令和5年度より

- 3年間の認定・更新を認める。

- 計画案の通りまちづくり活動に取り組んでください。

- 下記の点に留意してまちづくり活動に取り組んでください。

(留意事項)

否とする

(理由)

■ コンサルタント派遣

■ 適とする

- 令和7年度までの派遣を認める

- 計画案の通りまちづくり活動に取り組んでください。

- 下記の点に留意してまちづくり活動に取り組んでください。

(留意事項)

否とする

(理由)

- 評価及び検証対象外(派遣6年目・9年目のみ)

これまでのまちづくり活動で蓄積された経験や教訓を情報発信していただくなど、まちづくり活動の活性化に向けて取り組んでいただけることを期待しています。

- 以下の意見も参考にいただき、これまでのまちづくり活動で蓄積された経験や教訓を情報発信していただくなど、これからもまちづくり活動の活性化に向けて取り組んでいただけることを期待しています。

(意見)

令和4年度 まちづくり支援事業検証シート

■ 優良まちづくりボランティア団体の認定・更新
 まちづくりコンサルタント派遣(11年目以降)

様式第2号

	優良まちづくりボランティア団体認定	年度	更新回数	回	コンサルタント派遣	11年目以降	年目
団体の概要	名称	本山北町まちづくり協議会			所在地	東 灘 区	
	設立年月	平成24年12月	(11年目)	面積	約57 ha	世帯数	約2,300 世帯
	設立目的	都市計画道路・本山山手線整備の廃止を前提に、それに代わるより重要な課題に対応した整備・取り組みの方針を考えるため設立					
	協議会認定年月	平成28年4月	(ま景)	※特記事項			
	構想提案年月	平成28年7月	協定締結年月	(年目)	協定期限		
	地区計画決定年月	その他のルール等					
	更新分類	3年・6年・事業年度	事業完了目標年次	年度	根拠		
	助成	神戸市まちづくり助成要綱第3条の2第4号ただし書き団体	<input type="checkbox"/>	過去3年の助成額	¥852,404		
	派遣	派遣されている専門家	都市調査計画事務所	過去3年の支援額	¥3,824,897		

これまでの取り組みと今後の予定	1 主となるまちづくりのテーマ	地域の歴史や文化を受け継ぎながら、暮らしやすく安全で安心な市街地への改善を図り、緑や眺望・街並みなどこのまち独自の価値を活かした豊かな生活環境を育むまちづくりを目指す。過去9年間の活動をベースに「3ヶ年スケジュール」(案)を作成、「まちづくり構想」実現に向け、ものづくり活動活性化/まちづくりルールの策定/情報共有の為の広報活動/魅力資源の発見と共有等の推進に取組みます。									
	2 それぞれの取り組みと今後の予定(※長期的な取り組みを主に記載ください)										
		年度	これまでの取り組み					今後の予定			
	項目		10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	
	(1)地域の環境改善 まちなみルール	(ルール系まちづくり) 安全ガイドラインの作成	●	●							
	(3)良好な景観形成 まちなみルール	(景観系まちづくり) 景観カタログのまとめ・周知 景観ガイドラインの作成 まちなみルールの作成	●	●							
	(2)都市基盤の整備 まちづくり構想	(事業系まちづくり) 南北中央基幹道路(待避・離合スペース確保) 南北中央基幹道路(阪急踏切部分の改良) 東側基幹道路(風呂の川部分の接続) 災害時避難支援道路の補強					↓	→	→	→	
	(4)自立化に向けた活動 イベントの開催 部会による活動 大学との連携	(専門家に頼らない自主的な取り組み) 文化講演会の開催 交通安全・防災・バリアフリーの観点による課題の抽出と改善に向けた取り組み 大学生との交流	○	○	○	○	○	↓	→	→	
	(5)啓発活動 まちあるき ニュースの発行 ブログ等のSNSでの発信	危険個所の抽出 まちづくりニュース、まちづくりmonthly(定例会議事録)、部会通信を発行 ウェブサイト、ブログ、フェイスブック、ツイッター、インスタグラムの更新	●	●							
(6)人材育成活動											
(7)その他											
3 令和5年度に取り込む内容	①阪急学校道踏切改良計画(南北中央基幹道路)の完了(地域全体の合意確認、市への提案) ②風呂の川部分接続計画(東側基幹道路)の計画策定 ③本一小周辺安全対策、個別課題部会改善箇所(残約40件)における各関係機関との協議 ④エリア別避難支援部会におけるエリアごとの活動の活性化 ⑤安全ガイドライン・景観ガイドライン(R4年度中に作成完了予定)の住民への周知・運用及びそれらに基づいたまちなみルール(案)の作成・合意形成 ⑥自主財源の確保										

活動のPR事項	活動終了予定	あり (年度まで) ・ (なし) ・ 未定 ※いずれかに○をお願いします
	活動のPR	本山北町まちづくり協議会活動を開始し11年目を迎えます。活動主題「防災・防犯に強く、住みやすいまちづくり」を具体化・実施すべく、全住民の皆様と共に、活動を進めます。当地は緑豊かな住宅地ですが、30年以内に発生が予想される「南海トラフ大地震」また過去に発生した河川の大水害・土石流災害の再発も十分予想される地域であり、緊急時に対応難の旧農道が多数残存しています。一方、宅地開発が大幅に進み人口及び交通量も増加の一方です。このような環境の中で、我々の活動は、ハード面においては、3基幹道路(南北中央基幹、東側基幹、西側基幹)の改善・延長にかかる各関係機関との協議や地域の合意形成に取り組みます。また、ソフト面においては、まちなみルールの策定を目指し、エリア別避難支援部会での活動を中心に、全住民が活動に参加し、お互いに顔見知りになり、イザという時には、お互いに助け合える環境づくりにも力を入れ取組みます。さらに、若い方の参画を推進する為、Webの活用・ニュースの発行等の更なる強化に努めます。本活動を継続するには一定の活動資金が必要です。自主財源の確保にも努めますので、引き続き市からの助成金の交付をお願い致します。

ステップ1	ステップ2	ステップ3
事務局	まちづくり支援事業 都市局審査委員会 令和4年8月18日	まちづくり専門委員 令和5年1月20日
査定内容	審議内容	意見
まちづくりの段階チェック	優良ボランティア団体 認定・更新	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 市が団体を認定しているか。 ■ 構想を市へ提案しているか。 ■ 構想の具体化に取り組んでいるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 適とする 令和5年度より <ul style="list-style-type: none"> ■ 3年間の認定・更新を認める。 ■ 計画案の通りまちづくり活動に取り組んでください。 <input type="checkbox"/> 下記の点に留意してまちづくり活動に取り組んでください。 	<input type="checkbox"/> 評価及び検証対象外 (派遣6年目・9年目のみ)
長期計画について		
<ul style="list-style-type: none"> ■ わがまち空間づくりに取り組んでいるか。 (事務局意見) 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 下記の点に留意してまちづくり活動に取り組んでください。 (留意事項) 	これまでのまちづくり活動で蓄積された経験や教訓を情報発信していただくなど、まちづくり活動の活性化に向けて取り組んでいただけることを期待しています。
優良まちづくりボランティア団体		
<ul style="list-style-type: none"> ①地域の環境改善(ルール系)、②都市基盤の整備(事業系)、③良好な景観形成(景観系)などのまちづくり活動を、長期にわたり組織的に行われてきたか。 ■ ①まちづくりの自立に向けた活動を計画、②他のまちづくり団体への啓発活動、③人材養成活動を行う資質を有しているか。(※自立:助成金に頼らず、地域の方で持続的にまちづくり活動を行うこと) (事務局意見) 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 否とする (理由) 	以下の意見も参考にしていただき、これまでのまちづくり活動で蓄積された経験や教訓を情報発信していただくなど、これからもまちづくり活動の活性化に向けて取り組んでいただけることを期待しています。 (意見)
コンサルタント派遣	コンサルタント派遣	
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 技術的支援が必要な内容となっているか。 <input type="checkbox"/> 1テーマの取り組み期間が3年以内で計画されているか。 <input type="checkbox"/> コンサル派遣を行う期間を10年以内で計画されているか。 <input type="checkbox"/> まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。(※自立:専門家に依存せず、地域の方で持続的にまちづくり活動を行うこと) (事務局意見) 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 適とする 令和 年度までの派遣を認める <input type="checkbox"/> 計画案の通りまちづくり活動に取り組んでください。 <input type="checkbox"/> 下記の点に留意してまちづくり活動に取り組んでください。 (留意事項) 	
政策的位置づけ等のチェック		
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> マスタープラン等に位置づけがあるか。 <input type="checkbox"/> 市が優先的に取り組む事業か。 ■ その他 都市計画道路整備方針 本山山手線(廃止) 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 否とする (理由) 	
事務局提案		
助成	認定・更新	3年間で適とする
派遣	令和 年度までの派遣を	適とする

	優良まちづくりボラン ティア団体認定	H2 9	年度	更新回数	2	回	コンサルタント派遣	11年目以降	年目	
団体の概要	名称	六甲アイランドまちづくり協議会					所在地	東 灘 区		
	設立年月	平成 19 年 5 月 (16 年目)			面積	138.0	ha	世帯数	7,838 世帯	
	設立目的	昭和63年以降の開発・まちづくりの指針であった卓越した「景観形成計画」や「地区計画」などの諸規則を研究・検討し、守り抜くことや変更・改革することを住民や関係者及び行政に提案し、夢を持って移り住んだ住民の力により、この六甲アイランドを素晴らしいまちにしていきたいことです。								
	協議会認定年月	平成27年3月 ((ま)景)			※特記事項					
	構想提案年月				協定締結年月	(年目)		協定期限		
	地区計画決定年月	昭和63年6月			その他のルール等					
	更新分類	3年・6年・事業年度			事業完了目標年次	年度		根拠		
	助成	神戸市まちづくり助成要綱第3条の2第4号ただし書き団体			<input type="checkbox"/>	過去3年の助成額		¥458,664		
	派遣	派遣されている専門家			地域問題研究所		過去3年の支援額		¥1,200,000	

これまでの取り組みと今後の予定	1 主となるまちづくりのテーマ	「景観形成計画」「地区計画」の点検・研究とその維持や変更を、住民や関係者に働きかけ共有していきます。六甲アイランドが良い街であり続けるよう、そして子や孫が誇れる故郷と言えるよう、主に「景観形成計画」「地区計画」の観点から、住民・関係者の意見要望をとりまとめ、各方面に提案を続ける。								
	2 それぞれの取り組みと今後の予定(※長期的な取り組みを主に記載ください)									
		年度	これまでの取り組み					今後の予定		
	項目		15年目 R3年度	16年目 R4年度	17年目 R5年度	18年目 R6年度	19年目 R7年度	年目 年度	年目 年度	年目 年度
	(1)地域の環境改善 ・地区計画の内容変更	(ルール系まちづくり) H19～20年度 土地利用の変更を提案したが、アンケートの回収率届かず断念 H23.12.13 地区施設の変更 H25.12.17 土地利用の変更 H29.12.26 地区施設の変更								
	(2)都市基盤の整備	(事業系まちづくり)								
	(3)良好な景観形成 ・地区計画・景観形成計画に沿ったデザインの継承 ・未利用地などの開発促進と景観配慮の要望	(景観系まちづくり) 新規開発に対する景観配慮の推奨 市の関係部署と協議推進								
	(4)自立化に向けた活動 ・街の資源・財産の発掘 ・助成金で不足する活動資金獲得	(専門家に頼らない自主的な取り組み) 六甲アイランド野鳥園の再整備提案、清掃、観察会の実施 街のイベント参加や協力で活動資金獲得								
	(5)啓発活動 ホームページの開設 見学会・講演会	広報(ニュース)の発行 H23年開設、R4年改訂版アップ 環境、動態等にかかわる施設見学・講演会								
	(6)人材育成活動 まち協活動支援者養成 街デザインの理解者養成	いきいき下町推進協議会と、H28年度景観まちづくり推進員養成講座開催 年1～2回の街歩き実施(R2から、まちかどネット活動に協力)								
(7)その他 街路愛称の定着化 まちかどネットへの積極参加 大阪湾岸道路西伸部(六甲アイランド地区)事業への具申	11街路の愛称を公募・決定。 2街路は市の愛称認定 島内団体の緩やかなネットワークで、街の課題の共有や協力体制を構築 選出委員3名									
3 令和5年度にに取り組む内容	・街の課題や問題点の吸い上げとその解決・解消の窓口機能発揮と、中長期課題の検討 ・街の南部アオイア跡地等のレジャー施設や魚釣り公園化への意見具申 ・市所有の未利用地や暫定利用地などの開発への働きかけ									

活動のPR事項	活動終了予定	あり (年度まで) (なし) ・ 未定 ※いずれかに○をお願いします
	活動のPR	当協議会は16年目の活動に入っています。私共の街は、六甲アイランド都市機能ゾーン景観形成計画や地区計画に沿って、整備された素晴らしい街並みが形成されてきました。ところが阪神・淡路大震災以降は、開発計画の頓挫や大幅変更など街並み形成上の伸びが顕在化し、このことが弊会の活動開始のきっかけになりました。 これまでに地区計画上の住宅地(中高層・戸建)とされている街での開発は終了しましたが、高度利用が目指されている業務商業地区の開発はしばらく滞り、臨海部の複合利用地区の開発はようやく暫定ながら進んできています。それらの開発のあり方を含め、今後とも、景観形成計画を研究し、秩序と統一感のある良好な街並みの形成と維持の実現に向けた活動を続けていきたいと考えています。このためには、時代の要請にみあった地区計画の変更、街路愛称の認定・定着活動と、街の資源・財産の再認識・共有化等に重点的に取り組みます。

ステップ1	ステップ2	ステップ3
事務局	まちづくり支援事業 都市局審査委員会 令和4年12月27日	まちづくり専門委員 令和5年1月20日
査定内容	審議内容	意見
まちづくりの段階チェック	■ 優良ボランティア団体 認定・更新	<input type="checkbox"/> 評価及び検証対象外 (派遣6年目・9年目のみ) これまでのまちづくり活動で蓄積された経験や教訓を情報発信していただくなど、まちづくり活動の活性化に向けて取り組んでいただけることを期待しています。 以下の意見も参考にさせていただき、これまでのまちづくり活動で蓄積された経験や教訓を情報発信していただくなど、これからもまちづくり活動の活性化に向けて取り組んでいただけることを期待しています。 (意見)
■ 市が団体を認定しているか。 <input type="checkbox"/> 構想を市へ提案しているか。 <input type="checkbox"/> 構想の具体化に取り組んでいるか。	■ 適とする 令和5年度より ■ 3年間の認定・更新を認める。 <input type="checkbox"/> 計画案の通りまちづくり活動に取り組んでください。 <input type="checkbox"/> 下記の点に留意してまちづくり活動に取り組んでください。 (留意事項)	
長期計画について	□ 否とする	
■ わがまち空間づくりに取り組んでいるか。 (事務局意見)	(理由)	
■ 優良まちづくりボランティア団体	□ コンサルタント派遣	
①地域の環境改善(ルール系)、②都市基盤の整備(事業系)、③良好な景観形成(景観系)などのまちづくり活動を、長期にわたり組織的に行われてきたか。 ①まちづくりの自立に向けた活動を計画、②他のまちづくり団体への啓発活動、③人材養成活動を行う資質を有しているか。(※自立:助成金に頼らず、地域の力で持続的にまちづくり活動を行うこと) (事務局意見)	□ 適とする 年度より <input type="checkbox"/> 年間の認定・更新を認める。 <input type="checkbox"/> 計画案の通りまちづくり活動に取り組んでください。 <input type="checkbox"/> 下記の点に留意してまちづくり活動に取り組んでください。 (留意事項)	
□ コンサルタント派遣	□ 否とする	
<input type="checkbox"/> 技術的支援が必要な内容となっているか。 <input type="checkbox"/> 1テーマの取り組み期間が3年以内で計画されているか。 <input type="checkbox"/> コンサル派遣を行う期間を10年以内で計画されているか。 まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。(※自立:専門家に依存せず、地域の力で持続的にまちづくり活動を行うこと) (事務局意見)	(理由)	
政策的位置づけ等のチェック	□ コンサルタント派遣	
<input type="checkbox"/> マスタープラン等に位置づけがあるか。 <input type="checkbox"/> 市が優先的に取り組む事業か。 ■ その他 ・六甲IL都市機能ゾーン地区計画	(理由)	
事務局提案	□ コンサルタント派遣	
助成 認定・更新 3年間で適とする 派遣 年度より 年間で適とする	(理由)	

令和4年度 まちづくり支援事業検証シート

優良まちづくりボランティア団体の認定・更新
 まちづくりコンサルタント派遣(11年目以降)

様式第2号

優良まちづくりボランティア団体認定		H4 年度	更新回数	10 回	コンサルタント派遣	11年目以降	年目
名称	北野・山本地区をまもり、そだてる会				所在地	中央区	
設立年月	昭和56年8月	(41年目)	面積	45.0 ha	世帯数	約2,800 世帯	
設立目的	会員ひとりひとりが力を合わせ、北野・山本地区のもつ歴史的環境をまもり、そだて、この地区を住みよい個性豊かな住宅地としての健全な発展をめざす。						
協議会認定年月	昭和56年9月	(ま景)	※特記事項				
構想提案年月	昭和63年4月	協定締結年月	()年目	協定期限			
地区計画決定年月	その他のルール等						
更新分類	3年・6年・事業年度		事業完了目標年次	年度	根拠		
助成	神戸市まちづくり助成要綱第3条の2第4号ただし書き団体	<input type="checkbox"/>	過去3年の助成額	¥900,000			
派遣	派遣されている専門家	地域問題研究所	過去3年の支援額	¥1,200,000			

団体の概要	1 主となるまちづくりのテーマ	北野・山本地区のもつ歴史的環境をまもり、そだて、この地区を住みよい個性豊かな住宅地としての健全な発展をめざすために、悪いところをなくし、良いところを伸ばすという両視点からの取り組みを実践する。										
	2 それぞれの取り組みと今後の予定(※長期的な取り組みを主に記載ください)											
これまでの取り組みと今後の予定	項目	年度	これまでの取り組み					今後の予定				
			40年目	41年目	42年目	43年目	44年目	45年目	46年目	47年目		
				R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	
	(1)地域の環境改善	(ルール系まちづくり)										
	まちづくり計画の策定	昭和63年										
	皆で育むまちの魅力化行動計画	平成24年										
	ユニバーサルデザインプロジェクト	・平成14年～ ・冊子「思い合いのまちづくり」の発行(平成17年)										
	(2)都市基盤の整備	(事業系まちづくり)										
	(3)良好な景観形成	(景観系まちづくり)										
	花と緑を増やす運動	・インフィオラータ(平成9年～) ・オーブアカデミーの設立(平成25年)										
	まちの記憶を引き継ぐ運動	平成6年～										
	「異人館基金」創設活動	平成7年～										
	(4)自立化に向けた活動	(専門家に頼らない自主的な取り組み)										
	クリーン作戦	昭和56年より月1回										
	不法看板等撤去活動	平成3年より定期的実施										
(5)啓発活動												
開港5都市景観会議	平成5年～		○	○	○	○	○	○	○	○		
「伝建物件」顕彰活動	伝建銘板の設置(平成9年)											
(6)人材育成活動												
まちづくりフォーラムの開催	昭和60年～随時											
まちづくりイベントの開催	平成元年～随時											
(7)その他												
国際交流事業	パリ・モンマルトル地区との友好提携(平成17年)											
防災・防犯活動	防災部会 地区毎の防災計画(令和3年～)											
道路空間の適正な活用を考える会	随時参加											
3 令和5年度に取り組み内容												
・委員会会議開催、およびそれに伴う開催案内、地区情報発信ニュース等の発行 ・「緑を増やす運動」として、オーブをシンボルとしたまちづくり活動の普及推進のための啓発活動 ・防災部会を中心とした、地区毎の特性に応じた防災計画の検討 ・異人館基金を活用した異人館の保存、運営等												

活動のPR事項	活動終了予定	あり ()年度まで) ・ (なし) ・ 未定 ※いずれかに○をお願いします
	活動のPR	<p>昭和56年の発会当初は、観光公害に代表される諸問題への対応が中心でしたが、徐々に我々のまちが保有する様々な資源をまもり、そだてるための活動にも取り組むようになりました。とりわけ阪神・淡路大震災の経験をきっかけに、このまちの素晴らしさを多くの住民や事業者が再び共有した結果です。</p> <p>伝統的建造物群とそこでの営みを顕彰するための活動や、オーブ樹をはじめとする「花と緑を増やす運動」、あるいはフランス、イタリア、さらには近年ではベトナム等、諸外国の都市との交流も深めています。また平成23年には「皆で育むまちの魅力」アイデアを公募し、ここで頂いたアイデアをもとに、伝統に根ざした魅力を創出するための活動に今後も取り組んでいく予定です。</p> <p>明治以降、欧米と日本の文化が融合して形づくられたこのまちの特性をいつまでも継承し、さらに発展させていくことが当会の目標です。そしてこれを実現させるためには、とりわけ震災後に急増した新住民をも含む我々地元住民や事業者の、まちに対する思いを高揚させ、集結させることが不可欠の条件であると考えています。</p>

ステップ1	ステップ2	ステップ3					
事務局	まちづくり支援事業 都市局審査委員会 令和4年12月27日	まちづくり専門委員 令和5年1月20日					
査定内容	審議内容	意見					
<p style="text-align:center;">まちづくりの段階チェック</p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> 市が団体を認定しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 構想を市へ提案しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 構想の具体化に取り組んでいるか。 </p>	<p style="text-align:center;">優良ボランティア団体 認定・更新</p>	<p><input type="checkbox"/> 評価及び検証対象外 (派遣6年目・9年目のみ)</p> <p>これまでのまちづくり活動で蓄積された経験や教訓を情報発信していただくなど、まちづくり活動の活性化に向けて取り組んでいただけることを期待しています。</p> <p>以下の意見も参考にしていただき、これまでのまちづくり活動で蓄積された経験や教訓を情報発信していただくなど、これからもまちづくり活動の活性化に向けて取り組んでいただけることを期待しています。</p> <p style="text-align:center;">(意見)</p>					
<p style="text-align:center;">長期計画について</p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> わがまち空間づくりに取り組んでいるか。 (事務局意見) </p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 適とする</p> <p style="text-align:center;">令和5年度より</p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> 3年間の認定・更新を認める。 <input checked="" type="checkbox"/> 計画案の通りまちづくり活動に取り組んでください。 <input type="checkbox"/> 下記の点に留意してまちづくり活動に取り組んでください。 (留意事項) </p>						
<p><input checked="" type="checkbox"/> 優良まちづくりボランティア団体</p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> ①地域の環境改善(ルール系)、②都市基盤の整備(事業系)、③良好な景観形成(景観系)などのまちづくり活動を、長期にわたり組織的に行われてきたか。 <input checked="" type="checkbox"/> ①まちづくりの自立に向けた活動を計画、②他のまちづくり団体への啓発活動、③人材養成活動を行う資質を有しているか。(※自立:助成金に頼らず、地域の方で持続的にまちづくり活動を行うこと) (事務局意見) </p>	<p><input type="checkbox"/> 否とする</p> <p style="text-align:center;">(理由)</p>						
<p><input type="checkbox"/> コンサルタント派遣</p> <p> <input type="checkbox"/> 技術的支援が必要な内容となっているか。 <input type="checkbox"/> 1テーマの取り組み期間が3年以内で計画されているか。 <input type="checkbox"/> コンサル派遣を行う期間を10年以内で計画されているか。 <input type="checkbox"/> まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。(※自立:専門家に依存せず、地域の方で持続的にまちづくり活動を行うこと) (事務局意見) </p>	<p><input type="checkbox"/> コンサルタント派遣</p> <p><input type="checkbox"/> 適とする</p> <p> <input type="checkbox"/> 令和 年度までの派遣を認める <input type="checkbox"/> 計画案の通りまちづくり活動に取り組んでください。 <input type="checkbox"/> 下記の点に留意してまちづくり活動に取り組んでください。 (留意事項) </p>						
<p style="text-align:center;">政策的位置づけ等のチェック</p> <p> <input type="checkbox"/> マスタープラン等に位置づけがあるか。 <input type="checkbox"/> 市が優先的に取り組む事業か。 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ・神戸の都心の未来の姿「将来ビジョン」 ・景観計画区域 </p>	<p><input type="checkbox"/> 否とする</p> <p style="text-align:center;">(理由)</p>						
<p style="text-align:center;">事務局提案</p>							
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">助成</td> <td style="width:10%;">認定・更新</td> <td style="width:80%;">3年間で適とする</td> </tr> <tr> <td>派遣</td> <td>令和 年度までの派遣</td> <td>を適とする</td> </tr> </table>	助成	認定・更新	3年間で適とする	派遣	令和 年度までの派遣	を適とする	
助成	認定・更新	3年間で適とする					
派遣	令和 年度までの派遣	を適とする					

まちづくり協議会(第2章)

地区の住み良いまちづくりを推進するために住民等が設置した協議会

<要件>

- ・地区の住民等の**大多数により設置**されている
- ・構成員は住民等、他まちづくりの学識経験を有する者・これに準ずるもの
- ・活動が地区の**住民等の大多数の支持**を得ている

地区計画(第5章)

都市計画法に規定する地区計画の作成手続きに関する事項

まちづくり提案(第3章)

- ・まちづくり協議会は、住民等の総意を反映した、**まちづくり提案を策定し、市長に提出**できる
- ・市は**まちづくり提案の内容に配慮**するよう努める

まちづくり協定(第4章)

- ・まちづくり協議会は、まちづくり協定を市長と締結できる
- ・協定区域内で建築行為等を行おうとする場合は、**行為の届出を求め**ることができる
- ・届出に際しては、届出者からまちづくり協議会へ、**内容の説明を求め**ることができる
- ・届出の内容が協定の内容に適合していない場合は、届出者と市が必要な措置を協議する

景観団体

(景観条例)
景観形成市民団体による協定の締結など

助成等(第6章)

- ・まちづくり助成 …まちづくり協議会などを対象にまちづくりに関わる費用の一部を助成します。
- ・まちづくり専門家派遣…まちづくり構想やまちづくり協定の策定、共同建替のための合意形成等の支援のため、専門家をまちづくり団体へ派遣します。

まちづくり専門委員(第7章)

住み良いまちづくりを推進するため、専門的な見地から幅広く意見を求める

まちづくり専門委員会議の役割

意見を述べる事項

まちづくり協議会

- ・協議会を認定／取消す場合

まちづくり構想の提案

- ・提案を受ける場合

まちづくり協定

- ・協定の**締結／変更**する場合
- ・協定に適合しない届け出の措置について協議する場合

まちづくり支援

- ・優良まちづくりボランティア団体に関する**検証・評価**
- ・コンサルタント派遣に関する**検証・評価**

その他

- ・市長が必要があると認める場合

報告を受ける事項

- ・まちづくり協議会の変更の届出／認定取り消しの申し出があった場合

令和4年度 まちづくり専門委員一覧

(50音順・敬称略)

所属	氏名（ふりがな）	委嘱期間
神戸大学大学院 工学研究科 准教授	(くりやま なおこ) 栗山 尚子	令和4年度
兵庫県立大学 国際商経学部 教授	(くるまい ひろこ) 車井 浩子	令和3年度 令和4年度
関西学院大学 建築学部 教授	(しみず ようこ) 清水 陽子	令和3年度 令和4年度
合資会社ゼンクリエイト (まちづくりコンサルタント)	(ねづ まさひこ) 根津 昌彦	令和3年度 令和4年度
神戸香風法律事務所 弁護士	(よしはら きよひで) 吉原 清英	令和3年度 令和4年度

まちづくり専門委員会議開催要綱

平成27年3月9日 住宅都市局長決定
令和2年5月1日 改正

(趣旨)

第1条 神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（以下「まちづくり条例」という。）第19条に規定するまちづくり専門委員（以下「委員」という。）より、専門的な見地から幅広く意見を求めることを目的として、まちづくり専門委員会議（以下「会議」という。）を開催する。

(委員)

第2条 会議に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 都市計画、土木、法律、経済、防災等を専門とする学識経験を有する者
- (2) まちづくりコンサルタント及び商業コンサルタント等の実務経験を有する者

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、それぞれ6名以内とする。

(委員の役割)

第3条 委員は、次の各号に定める事案について、意見を述べるものとする。

- (1) まちづくり条例第9条第2項及び第9条第4項に規定する、まちづくり協定の締結及び変更する場合
- (2) まちづくり条例第12条第2項に規定する、まちづくり協定に係る地区内の届出に係る行為が、まちづくり協定に適合しないと認められ、当該届出をした者と必要な措置について協議する場合
- (3) まちづくり条例第4条に規定するまちづくり協議会を認定する場合
- (4) まちづくり条例第6条に規定するまちづくり協議会の認定の取り消しをする場合
- (5) まちづくり条例第7条に規定するまちづくり提案を受ける場合
- (6) 神戸市まちづくり専門家派遣実施要領第8条に規定する、まちづくりコンサルタント派遣に係る検証及び評価を実施する場合
- (7) 神戸市まちづくり助成実施要領第1条の2に規定する、優良まちづくりボランティア団体の認定及び更新の決定に関する検証及び評価を実施する場合
- (8) その他、市長が必要があると認める場合

2 委員は、次の各号に定める事案について、報告を受けるものとする。

- (1) まちづくり条例施行規則第4条に規定するまちづくり協議会に係る変更の届出があった場合
- (2) まちづくり協議会より認定取消申出書が提出され、認定を取り消す場合

(任期)

第4条 委員の任期は、1期2年とし、最長任期は原則5期10年以内とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議の開催時期)

第5条 会議は、原則として年2回開催する。なお、第3条各号に定める事案がある場合は、事案に応じて委員を招集し適宜開催するものとする。また、軽微な項目については、委員個別に報告し、意見を聴くことができるものとする。

(会議の公開)

第6条 会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、都市局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29条）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、都市局まち再生推進課において処理する。

(施行細目の委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は、都市局副局長が定める。

附 則（令和2年5月1日決裁）

(施行期日)

この要綱は、平成27年3月9日より施行する。

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

この要綱は、令和2年5月1日より施行する。